

令和 8 年度 建設機械等損料の改定について

国土交通省 大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 施工企画室

1. 建設機械等損料の概要

建設機械等損料（以下、「機械損料」という）とは、土木請負工事費の積算に用いる機械経費の一部であり、建設業者が保有する建設機械等の償却費・維持修理費・管理費等のライフサイクルコストを1時間当たりまたは1日当たりの金額で示したものです（図－1）。

昭和 30 年代、工事量の急激な増大と機械化施工の普及に伴い、公共工事の執行体制が直営から請負方式に移行するに従い、また、昭和 35 年には「中央建設業審議会（中建審）」勧告を受けた

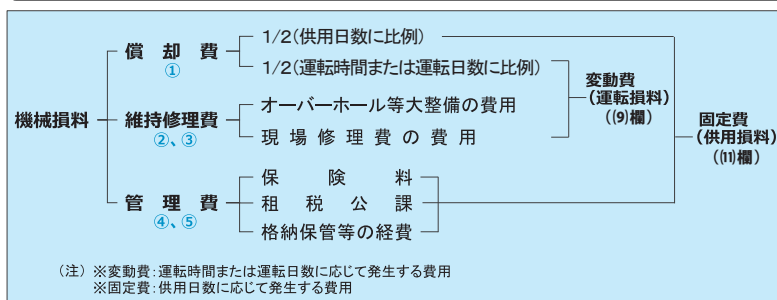
ことから、積算の適正化を図るための統一的な積算基準類（土木請負工事工事費積算要領、土木請負工事工事費積算基準）を昭和 42 年に制定し、昭和 58 年には土木工事標準歩掛をはじめとする積算基準類を公表しました。

機械損料についても、昭和 49 年に建設機械の購入価格と維持修理費との関係による経済的使用時間を設定する、「アッカーマン方式」の算定式を用いた機械損料の考え方を示した「請負工事機械経費積算要領」を制定し、他の基準と同様、昭和 58 年に公表しました。

その後、変化する社会情勢等の実態を踏まえ、建設機械の拘束時間（管理費）の概念を取り入れ、建設機械の使用年数を法定耐用年数から実

機械損料とは、
「土木施工業者等が、建設機械を自社で保有し使用するために必要な費用」

- ① 使用しなくても年数が経過することによって減少する価値
- ② 建設機械を使用することで低下した性能等の復元に要する大規模整備費用
- ③ 現場修理の費用
- ④ 建設機械を保有するための保険料や租税公課
- ⑤ 建設機械を格納保管するための費用等



図－1 機械損料の概要

稼働に即した標準使用年数に見直したりする等、様々な改定を経て、現在に至っています。

2. 建設機械等損料の構成

個別機械の機械損料は、「請負工事機械経費積算要領」の別表である「建設機械等損料算定表」に一覧表の形式で掲載されています（図－2）。その構成は以下のとおりです。なお、「請負工事機械経費積算要領」の別表である「建設機械等損料算定表」の諸数値については、実態調査の結果をもとに見直しを行っているものです。

(1) 基礎価格

建設機械の販売・取得価格をもとに設定している損料算定のための価格で、標準付属品を装備した国内における機械の実勢取引価格（消費税は含まない）です。

(2) 標準使用年数

一般的な維持管理のもと、建設機械本来の用途・用法により、通常予定される機械の効率が十

分発揮できる使用年数をいいます。

(3) 運転時間（年間標準）

建設機械が目的の作業を行う時間、作業のための自走による移動時間、作業待ち等によるエンジンの空転時間、その他作業に関連する1年間の標準的な時間をいいます。

(4) 運転日数（年間標準）

運転時間の多少にかかわらず、建設機械が1年間に運転される標準的な日数をいいます。

(5) 供用日数（年間標準）

建設機械が工事現場に供用される1年間の標準的な日数をいいます（建設機械を工事現場に搬入し、または工事現場から搬出するために必要な日数を含みます）。

(6) 維持修理費

建設機械の効用を持続するために必要な整備及び修理の費用で、運転経費に含まれている消耗部品費以外のものをいいます。

(7) 年間管理費

建設機械の保有に伴い必要となる租税公課、保険料、格納保管（これに要する要因を含む）等の経費であり、年間に必要な管理費をいいます。

「請負工事機械経費積算要領」における別表として定められているもの

分類コード／機械名称					規格			(1)	(2)	年間標準			(6)	(7)		運転1時間当たり		供用1日当たり		運転1時間当たり換算値		供用1日当たり換算値		運転1時間 当たり 現場修理費 [円]	備 考	
					諸元	機関出力 (kw)	機械質量 (t)			基礎価格 (千円)	標準 使用 年数 (年)	運 転 日数 (日)				供用 日数 (日)	維持 修理 費率 (%)	年 間 管 理 費 率 (%)	残 存 率 (%)	(8)	(9)	(10)	(11)			(12)
大	中	小	細	細々				損料率 (×10 ⁻⁵)	損料 (円)				損料率 (×10 ⁻⁵)	損料 (円)	損料率 (×10 ⁻⁵)									損料 (円)	損料率 (×10 ⁻⁵)	
01 ブルドーザ及びスクレーパ																										
01 01 ブルドーザ																										
01 01 015【普通・排出ガス対策型(2011年規制)】																										
					通称																					
					060 001 6t級	64	8.0	9,620	12.5	460	100	160	25	10	14	118	1,140	840	8,080	410	3,940	1,180	11,400	—		【01-01】低騒音型、ROPS装備車を含む。機械質量には標準グレードを含む。
					090 001 9	78	9.4	13,000	12.5	460	100	160	25	10	14	118	1,530	840	10,900	410	5,330	1,180	15,300	—		
					150 001 15	111	15.7	20,600	12.5	460	100	160	25	10	14	118	2,430	840	17,300	410	8,450	1,180	24,300	—		
					180 001 18	153	20.7	27,000	12.0	760	130	200	40	10	16	90	2,430	675	18,200	268	7,240	1,017	27,500	—		
					320 001 32	252	37.0	46,600	12.0	760	130	200	40	10	16	90	4,190	675	31,500	268	12,500	1,017	47,400	—		
01 01 016【普通・排出ガス対策型(2014年規制)】																										
					通称																					
					030 001 3t級	42	4.2	8,710	12.5	460	100	160	25	10	14	118	1,030	840	7,320	410	3,570	1,180	10,300	—		
					060 001 6	64	8.2	11,800	12.5	460	100	160	25	10	14	118	1,390	840	9,910	410	4,840	1,180	13,900	—		
					090 001 9	79	9.5	16,700	12.5	460	100	160	25	10	14	118	1,970	840	14,000	410	6,850	1,180	19,700	—		
					150 001 15	111	15.7	24,900	12.5	460	100	160	25	10	14	118	2,940	840	20,900	410	10,200	1,180	29,400	—		
					180 001 18	162	21.8	34,600	12.0	760	130	200	40	10	16	90	3,110	675	23,400	268	9,270	1,017	35,200	—		
					210 001 21	197	23.0	46,500	12.0	760	130	200	40	10	16	90	4,190	675	31,400	268	12,500	1,017	47,300	—		

(1)基礎価格、(2)標準使用年数、(3)運転時間、(4)運転日数、(5)供用日数、(6)維持修理費率、(7)年間管理費率、残存率} 実態調査の結果により設定
⇒(9)運転1時間当たり損料、(11)供用1日当たり損料、(13)運転1時間当たり換算値損料、(15)供用1日当たり換算値損料} 計算値

図－2 建設機械等損料算定表（一部抜粋）

(8) 償却費及び償却費率

償却費は、建設機械の使用または経年による価値の減価額であり、償却費率は、使用期間中の償却費総額の基礎価格に対する割合をいいます。

償却費率は、「償却費率 = 1 - 残存率」という式で求めます。

残存率は、建設機械毎の処分や下取り状況の調査をもとに、実態に応じた額を設定しています。

3. 令和8年度 建設機械等損料の改定概要

建設機械等損料の実態調査は、全国の建設業に携わる工事業者等を対象に約5,000の建設機械について行っています。

建設機械分類毎の平均変動率（令和6年度版損料）との比較）は表－1のとおりで、以下の変動となっています。

- ① 令和3年後半からの原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、鋼材や部品価格等が大幅に上昇し、建設機械の製造コストを押し

上げ、全ての機械で基礎価格が上昇

- ② 運転1時間当たり換算値損料(13)欄並びに供用1日当たり換算値損料(15)欄についても、基礎価格上昇の要因から、一部の機械を除いて15%程度上昇

- ③ ブルドーザは、総台数が減ったことにより、1台当たりの年間標準運転日数が増加

- ④ 運搬機械は、1日当たりの運転時間が減少したことで、年間の運転日数が増加し、それに伴って年間標準供用日数が増加

そのほかにも、建設機械の保有状況も踏まえて、損料設定機種を追加、削除、名称変更等を行っています。

改定の概要については、国土交通省ホームページ「令和8年度 建設機械等損料の改定概要」に掲載していますので、そちらをご参照下さい。

【参考ホームページ】

令和8年度 建設機械等損料の改定概要

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000025.html

表－1 機械分類別平均変動率（令和8年度 / 令和6年度）

令和8年度建設機械等損料算定表機械分類別平均変動率表（変動率：令和8年度 / 令和6年度）

区分	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率	年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料(13)欄注	供用1日当たり換算値損料(15)欄
01 ブルドーザ及びスクレーパ	R06	1.11	1.00	1.01	1.03	1.02	1.00	1.00	1.00	1.10	1.09
02 掘削及び積込機	R06	1.04	1.01	0.99	1.03	1.03	1.00	1.00	1.00	1.04	1.01
03 運搬機械	R06	1.08	0.99	1.00	1.07	1.05	0.98	1.00	1.00	1.06	1.04
04 クレーンその他の荷役機械	R06	1.23	1.00	1.00	1.02	1.02	1.02	1.00	1.00	1.19	1.21
05 基礎工事用機械	R06	1.09	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.10	1.09
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	R06	1.11	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.12	1.11
07 モータグレーダ及び路盤用機械	R06	1.13	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.15	1.13
08 締固め機械	R06	1.19	1.01	1.00	1.02	1.01	0.98	1.00	1.00	1.19	1.17
09 コンクリート機械	R06	1.29	1.01	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00	1.28	1.27
10 舗装機械	R06	1.13	1.00	0.98	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.14	1.13
11 道路維持用機械	R06	1.14	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.15	1.13
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R06	1.20	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.20	1.19
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R06	1.26	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.26	1.26
15 電気機器	R06	1.05	1.00	-	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	1.19	1.03
16 ウインチ類	R06	1.20	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.13	1.20
17 試験測定機器	R06	1.07	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.17	1.07
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R06	1.15	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.15
20 その他の機器	R06	1.14	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.16	1.13
50 除雪用建設機械	R06	1.14	1.01	0.99	1.00	1.00	1.02	1.00	1.00	1.15	-
40 ダム施工機械	R06	1.06	1.07	1.06	1.05	1.08	1.12	1.00	1.00	1.05	1.04

注) 運転1時間当たり換算値損料(13)欄は、機械の種類によっては「運転1日当たり換算値損料」として算出し、掲載しているものがある。